

6.3 環境の状況の把握のための措置

6.3.1 環境の状況の把握のための措置の基本方針

事後調査の検討にあたっては、以下を基本方針とした。

事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定する。

事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにする。

事後調査の実施に伴う環境への影響を回避・低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定する。

事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導・助言を得ながら必要な措置を講ずる。

事後調査の結果により、環境保全措置をより詳細にできる場合には、専門家の指導・助言を得ながらより効果的な措置を講じる。

事後調査の結果については、適切な時期に報告書としてとりまとめ、公表する。

事後調査については、事業の実施段階に応じて、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、具体的な内容を定めた事後調査計画を策定し、実施する。

6.3.2 事後調査の内容

各環境影響評価項目の予測及び評価の結果における検討の結果、各項目において実施するとした事後調査の内容を表 6.3-1 に示す。

表 6.3-1 事後調査の内容 (1/2)

項 目		手法等	
動物	動物の重要な種	サシバ	サシバの事後調査の手法等については、「生態系」に示す。
		クマタカ	<p>1. 行うこととした理由</p> <p>事業実施区域では、これまでの調査でクマタカのつがいの繁殖活動が過去に確認されていることから、今後も、事業実施区域において、クマタカのつがいの生息及び繁殖が確認される可能性がある。このため、工事の実施に当たっては、クマタカのつがいの生息状況及び繁殖状況を確認するための事後調査を実施する。</p> <p>2. 手法</p> <p>調査時期は工事の実施中とし、調査地域は専門家の指導及び助言を得た上で決定する。</p> <p>調査方法は、クマタカのつがいの生息状況及び繁殖状況を確認することとする。</p> <p>3. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p> <p>専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ工事を中断する等の環境保全措置を実施する。</p>
		ヤイロチョウ	<p>1. 行うこととした理由</p> <p>本事業は、ヤイロチョウの生息又は繁殖が確認された範囲を含む区域で実施されるものであることから、繁殖地等への人の立入り等により、その繁殖に影響を及ぼすおそれがある。このため、工事の実施に当たっては、繁殖期前にヤイロチョウの生息状況を確認するための事後調査を実施する。</p> <p>2. 手法</p> <p>調査時期は工事の実施中とし、調査地域は専門家の指導及び助言を得た上で決定する。</p> <p>調査方法は、繁殖期前にヤイロチョウの生息状況を確認することとする。</p> <p>3. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p> <p>専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ繁殖地等への人の立入りを制限する等の環境保全措置を実施する。</p>

表 6.3-1 事後調査の内容 (2/2)

項 目		手法等
動物	動物の重要な種 オモゴミズギワカメムシ、キ イロサナエ及びアオサナエ	<p>1. 行うこととした理由 環境保全措置の効果に係る知見が不十分であり、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があり、また、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある。</p> <p>2. 手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とし、調査地域は保全対象種の生息している地域及び移植の候補地とする。 調査方法は、現地における保全対象種の生息状況及び生息環境並びに移植の候補地の環境の確認による。 (2) 環境保全措置実施後に環境の状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とし、調査地域は移植の実施箇所とする。 調査方法は、現地における保全対象種の生息状況及び生息環境の確認による。</p> <p>3. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針 対象種の生息状況や生息環境の状況に応じ、専門家の指導・助言により対応する。</p>
植物	植物の重要な種 アカソ、ミヤマミズ、スズサイ イコ、コシロネ、ホシクサ、 タツノヒゲ、イヌアワ、キン ラン、ムヨウラン、ウスギム ヨウラン、ミズスギモドキ及 びカビゴケ	<p>1. 行うこととした理由 環境保全措置の効果に係る知見が不十分であり、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があり、また、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある。</p> <p>2. 手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とし、調査地域は保全対象種の生育している地域及び移植の候補地とする。 調査方法は、現地における保全対象種の生育状況及び生育環境並びに移植の候補地の環境の確認による。 (2) 環境保全措置実施後に環境の状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とし、調査地域は移植措置の実施箇所とする。 調査方法は、現地における保全対象種の生育状況及び生育環境の確認による。</p> <p>3. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針 対象種の生育状況や生育環境に応じ、専門家の指導・助言により対応する。</p>
生態系	上位性（陸域） サシバ	<p>1. 行うこととした理由 事業実施区域では、これまでの調査でサシバのつがいの繁殖が確認されており、今後も、事業実施区域において、サシバのつがいの生息及び繁殖が確認される可能性がある。このため、工事の実施に当たっては、サシバのつがいの生息状況及び繁殖状況を確認するための事後調査を実施する。</p> <p>2. 手法 調査時期は工事の実施中とし、調査地域は専門家の指導及び助言を得た上で決定する。 調査方法は、サシバのつがいの生息状況及び繁殖状況を確認することとする。</p> <p>3. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針 専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ工事を中断する等の環境保全措置を実施する。</p>

なお、事後調査に加え、次の項目について環境監視等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を講じる。

- ・ 供用開始後には、専門家の指導及び助言を得ながら、ダム貯水池における水質監視を行う。また、工事の実施前、実施期間中及び供用開始後には、専門家の指導及び助言を得ながら、ダム下流河川における水質監視を行う。

ダム貯水池やダム下流河川における水質監視の結果、環境への影響等が懸念される事態が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ対策を検討する。

- ・ ダムの工事の実施期間中及び供用開始後に、ダム下流河川における生物の生息・生育状況や生息・生育環境の把握等の環境監視を行う。監視の結果、河床高及び河床構成材料の状況に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、環境影響をできる限り回避、又は低減するための措置を検討する。
- ・ 工事の実施前及び実施中には、専門家の巡回等による工事箇所周辺の生物の生息状況等の環境監視を行う。監視の結果、新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取した上で、これらの種の生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な措置を講じる。

さらに、事後調査等の実施にあたっては、その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲で配慮する。